

『和学知辺草』考：神道について

中尾，友香梨
佐賀大学

中尾，健一郎
熊本大学

<https://hdl.handle.net/2324/7434534>

出版情報：雅俗. 23, pp.20-32, 2024-07-15. 雅俗の会
バージョン：
権利関係：



『和学知辺草』考 — 神道について

中尾 友香梨
中尾 健一郎

『和学知辺草』は小城鍋島文庫（佐賀大学附属図書館）に蔵されている、寛政五年（一七九三）に成立した写本である。他に伝本を見ない。書名どおり和学の手引き書である。内容は歴史・言語・文字・音韻・歌・制度史・神道・儒学・漢詩・漢文訓読法・出版など多岐にわたる。近世の和学手引き書としては、はやく賀茂真淵に『にひまなび』（明和二年「一七六五」成立）があり、刊行されたのは寛政十二年（一八〇〇）である。また、山岡浚明の遺著『示蒙抄』に増補の手が加わるのは寛政九年、本居宣長の『うひ山ぶみ』執筆は同十年であった。右三書に倍する分量を有し、より広範な内容を網羅的に述べる『和学知辺草』は、寛政の初め頃にあつて注目に値する。

当時の学術界では、徂徠学が急速な衰えを見せ、真淵の学風を受け継いだ宣長の学問が完成期を迎えていた。異学の禁が発令されたのは寛政二年であり、三年後には塙保己一の和学講談所が江戸に設立された。

『和学知辺草』には、そのような時代の空気が漂っている。漢学・和学ともに新しい局面を迎えようとしていた転換期を象徴する作品といえる。『大和三教論』（寛政二年刊）、『新安手簡』（天明七年「一七八七」刊）、『近世畸人伝』（寛政二年刊）など、出版まもない著作を参考にした痕跡も随所に見える。

著者は「幽林舎散人」を名乗る。『和学知辺草』の成るとき、六十歳を迎えようとしていたことが、自叙から知られるのみである。該書の成立経緯については、次のように述べる。寛政三年秋に官職を解かれ、和歌の友をたずねて松浦へ旅立った。旧知に誘われて、伊万里の山代郷でしばらく少年たちに学問を教えることになり、彼らが学問の道に迷わぬように、しるべになればという思いで書き記したのが該書である。小城鍋島文庫研究会では昨年、『和学知辺草』の翻刻・注釈・現代語訳を上梓した^①。しかし文学史・思想史における位置づけはまだである。本稿では神道に焦点を絞り、その位置づけを試みる。歌学と漢学については別稿に譲る。

一 中世以降の神道の諸流を否定

まず、三元十八神道について、幽林舎散人は次のように述べる（一）
の数字は章段番号、以下同じ）。

応仁大乱の後にて（中略）吉田家の衰微いはん方なく（中略）正道を守りては、飢寒を凌ぐ便り無さま、に、種々の事を巧みみ出されたりと見えたり。兼俱卿、元来、博識の人にて、天台真言の僧

侶などに『中臣祓』などを教へ、神道の口決など少々伝へて、仏家の加持の仕かた、印明祈禱の法などを習ひ、其上、儒家の五行の配当をかり、彼是を調合して、吾神道に附会し、三元神道、或は十八神道と云事を建立有たる也。又、横川禪師と心を合せ、「天の七星が天降り、神道を横川と兼俱に伝へたり」など、偽り、神道加持など云事を被始しは、世を渡るべき當時の方便成べし。又、其頃は、弘法、伝教などの両部習合の説も流行せしなるべければ、是をも盗み、儒家の易をも配剤し、家伝の唯一をも混合し、彼是を和物して、一種の神道を拵へ被出しと見へたり。〔二十〕

応仁の乱後、存続の危機に瀕した吉田家を救うために、兼俱が神道に仏教と儒教を取り入れて拵えたのが、三元神道または十八神道と称するものであるという。兼俱が神道に仏教を取り入れたのは、世を渡るための方便であり、当時流行した空海・最澄の両部習合の説を盗み、儒教の易を配剤し、家伝の唯一神道も混合して、でっち上げたのがこの神道であると酷評する。

両部神道については、次のように述べる。

真言密教始て日本に渡る。金胎両部と云事有によつて、空海、此国の神書を悉く仏教に取なし、神仏を同体異名とし、両部神道と云物を拵へたる也。畢竟する処は、弘法、伝教、慈覚、智証の四大師、日本は神国なるが故、人多く神を敬するを見て、神仏不二の習合をはじめ、仏法を此国に弘むるの方便とせしもの也。〔二十一〕

真言密教の日本に伝わった後、僧侶たちが日本は神国なるゆえ神を敬う人が多いのを見て、仏教をこの国に広めるための方便として、神仏不二の習合なるものを始めたと、やはり辛辣な批評をしている。

齋元神道については、

齋元の神道と称して一流を建立したる事は、近代、黒滝の潮音と云禅僧の『大成経』と云書を偽作せしより始る也。〔二十二〕と、そもそも經典自体が偽作であると断じる。

二 吉田神道と垂加神道への批判

中世以降の神道の諸流を悉く否定した幽林舎散人の筆鋒は、さらに吉田神道と垂加神道に向かう。

或問、今世に云、唯一宗源の神道は、上代よりの正伝、疑もなき事候や。答曰、今の唯一神道伝書の内には、後世の附会と見えたる所多し。相伝の書を委く按れば、兼俱卿などの儒書を牽合したるも、相残れると見え、五行の配当など有之候。〔二十三〕

吉田神道（唯一宗源神道）は上代よりの正伝といわれるものの、今の伝書には儒書からの牽合、五行の配当など、後世の附会と見える部分が多いと指摘する。

そして、山崎闇斎が附会を排除したことを評価する。

山崎敬義は、吉川惟足翁を師とし、正伝を受けて、邪説の附会を廃し、伊勢を始め諸大社の古伝を索搜し、古への実伝を得たる事多し。其内にも庚申伝の如きは、奥州会津の望月新兵衛安勝より伝へられしと也。〔二十三〕

しかしその一方、闇斎が『中臣祓風水草』に伊勢の神道五部書を取り入れたことに関しては、次のように批判する。

されども、伊勢の度会延佳に従ひて、五部の書説を信ぜられたる

と見えて、『風水草』にも専ら五部の書を引れたるは、垂加の誤と云べし。(二十三)

伊勢の神道五部書は偽書であることが、吉見幸和の『五部書説弁』(元文元年「一七三六」)によってすでに論証されていた。幽林舎散人の批判はこれに立脚するものであらう。

批判はさらに闇斎の弟子たちにも及ぶ。

玉木正英の『藻塩草』、岡田磐斎の『日陰草』の作、弥委しくして、弥古の意にたがへる処有べきかと思はる。(二十三)

玉木正英(葦翁)は闇斎とその後継者である正親町公通から教えを受けた人物であり、岡田磐斎はその弟子にあたる。幽林舎散人は葦翁や磐斎による『日本書紀』神代巻の注釈が詳しすぎるので、古意に違える部分があるはずであると見ている。さらに次のように述べる。

上世口づから伝へ来る天人唯一の神道も、後世に至り、吉田家の真伝に益潤色を加へて、古意を失へる事多かるべしと思はる。垂加翁の『原根録』、五鰭翁の『玉籤集』の作、是也。就中、五十一通の切紙伝、三十六通の口決、其外五部の書伝等には正偽相混ぜるかと見へて、疑ひ無きにしも非ず。(二十三)

吉田家の真伝に潤色を加えて古意を失った著作として、『原根録』と『玉籤集』をあげる。『原根録』を闇斎の著作としているが、両書はいずれも葦翁の作である。五鰭は葦翁の別号。垂加神道の重要な文献である二つの書物に対して、幽林舎散人は疑いの目を向けているのである。特に切紙伝、口決、五部の書伝などは、正偽が混在すると考える。これらの言説から窺えるように、幽林舎散人は吉田神道と垂加神道に対して懐疑的、批判的であった。しかしそれは、前節で見た他の諸

流に対する手厳しい批評とは比べものにならないほど慎重であり、反垂加とは大きな距離がある。

三 垂加神道の伝授

幽林舎散人は垂加神道を修めたはずである。そう判断する根拠の一つは、まず次の一文にある。

今畿内の大和国は、往昔天照大神の都し給へる国にして(九)

天孫降臨、つまり天照大神は天上にいて、孫の瓊々杵尊を高天原から日向の高千穂峰に降臨させたという考えは、宣長以降の復古神道によって広められたものである。儒者たちは神代を歴史事実として合理的に解釈したので、高天原も天上の場所ではなく、地上の場所であると理解した。したがって天孫降臨とは、天上から地上へ垂直に下りてきたのではなく、地上で水平に遷幸したことであると解釈した。これが儒家神道と国学神道の分岐点でもある²²。

垂加神道では、高天原は大和高市郡菅原の皇居であり、天照大神はそこで即位したとされる。右の一文は、そのような考えを前提にしており、もし著者が復古神道を修めた人であれば、このような発言はあり得ないだろう。

また、「十種神宝の奥秘、吉田の唯授一人伝、三種、神籬の大事は、古来よりの相伝成べし」(二十三)とも述べており、これらの記述も彼が垂加神道の人であることを示す。右に挙げる諸秘伝は、垂加神道の要とされるものである。

秘伝をあえて和学の手引き書に記す理由については、次のように述

べる。

瓊矛には深重の秘決奥旨有。紙筆に顯すは其恐れ少なからずといへども、深くひめ置ては、道の明ならざるを愁て、今一端を挙げていはゞ〔十一〕

これは幽林舎散人が瓊矛の秘伝を受けたことを意味する。しかし秘伝だからといって深く秘めておいては、道が明らかにされず埋もれてしまう恐れがあるので、あえてその一端を書き記すという。

では、幽林舎散人は誰から秘伝を受けたのか。具体的な推測は第七節に譲るが、まず〔二十三〕の末尾に次のようにある。

今垂加翁已來相承の諸伝の内に、後世の鑿説かと思しき所を挙て贅せざるは、先師の伝ふる處を蔑如するに似たれば、措て論ぜずしてやみぬ。

開斎以来の垂加神道の諸伝の中にも、後世に加えられた信憑性の薄い説があるが、それをいちいちあげつらうと、先師（亡くなった師）より伝えられた学説を蔑むようなことになるので、とりあえず措いて論じないという。

この記述から推測されるのは、かつて幽林舎散人は師について垂加神道を学び、秘伝も授けられたということである。

四 橘家神道の秘伝

『和学知辺草』は、吉田神道とは別に伝わる古い神道として、宇佐出雲など諸大社の神道のほかに、橘家神道をあげる。橘家神道は奈良時代に橘諸兄によって創められた。後裔を名乗る薄以量（梅宮神社の

神官）に至るまで代々伝えられ、その五代の孫薄田以貞から玉木葦扇に伝授されて、垂加神道の一支流となった。

『和学知辺草』の橘家神道に関する記述は、『橘家神軍伝』『橘家鳴弦口伝』の記述と大きく重なる（稿末の「比較対照表」を参照）。必ずしも完全に一致するわけではないが、もともと口伝であり、聞き違いや記憶違いなどは充分にあり得る。幽林舎散人が『和学知辺草』に記す際に多少アレンジした可能性も排除できない。

『橘家神軍伝』『橘家鳴弦口伝』は、『橘家墓目伝』と合わせて、橘家神道で最も大切にされる秘伝である。幽林舎散人がこれらの秘伝を知っているというのは、橘家神道の伝承者であることを意味する。深く秘めておくべき秘伝の一部を、あえて紙筆に顯したのは、前節で見たように、この道が埋もれてしまうことを恐れたからであろう。

日本が勇み悦ぶ事を貴ぶ国風であることを説明するところでは、次のように述べる。

又、庶民といへども、日月を祭る。橘家の伝に、日待の式有。琴板を打て、歌をうたふ。古の遺法也。〔十六〕

日待の式とは、一族が集まり、前夜より物忌み、潔斎して日の出を待つ儀式である。神の来臨を迎える信仰形式の現われとされる。橘家の伝に日待の式があり、その儀式では、琴板を打ち鳴らし、歌をうたうと、かなり具体的に書いているのは、やはり幽林舎散人が橘家神道をよく知っていることを示唆する。

神宮文庫の『橘家日待之伝』には、「終夜祓^{遠修志}琴板^{遠拍}神歌^謡」
謡歌奥仁記^神と、この儀式が記されており、読みやすい和文に改めると、「終夜、祓を修し、琴板を拍^{うたふ}て、神歌を謡（琴板を布く。神歌は奥に記す）」

となろう。幽林舎散人の記述と一致する。該資料の奥には「橘朝臣以貞在判」「玉木正英在判」「岡田正利在判」と、以貞・葦斎・磐斎の三人が名を連ねている。

五 国学（古学）の影響

垂加神道を修め、さらにその一支流である橘家神道の秘伝まで受けたと推定される幽林舎散人であるが、新しく台頭した国学（古学）の影響を受けて、自らが学んだ垂加神道に対して懐疑的、批判的になっていた。

真淵の『国意考』（明和二年「一七六五」頃成立）の言説から見よう。

神世の巻のことを言人多きが、それを聞ば、万にかまへて心深く、神代のことを目の前にみるがごとくいひて、（中略）さもこそふりにしことよく知つらむとおもひて、それがかける物などを、見聞ものするに、古へのことは一つも知侍らざる也。然るを、古への人の代をしらで、いとのかきて神代のことをば知べきものは。

こはかの唐国の文どもすこし見て、それが下れる世に宋てふ代ありて、いとせべき儒の道をまたく狭く、理りもていひつるををうらやみて、ひそかにこゝの神代のことにうつしたるもの也けり。

さる故に、ふつに文みぬ人はさもこそとおもふを、少しもやまとの文・唐の文しれる人は、おもひそへたることを知て笑ぞかし。そもくかしこにもいと上つ代には、何のことが有し。其後に人のつくりしことゝもなれば、こゝにも作り侍るべきこと、おもふ

にや。人の心もて作れることは、違ふこと多ぞかし^③。

大意を述べる。『日本書紀』神代巻のことを論じる人は多いが、その話を聞けば、まるで見てきたかのように詳しい。そんなにも古い時代のことをよく知っているなあと思つて、その人が書いたものを、見たり聞いたりすると、古のことは一つも知らないのである。古代のことを知らず、とりわけ神代のことだけを知ることができらうか。これは中国の書物などを少し読んで、古代から遠く下つた宋代に、ただでさえ狭い儒学の道をさらに狭くして、理屈をつけて古代のことを言いつのるのを読んで、ひそかに神代のことに転用したものである。そのようなわけで、まったく書物を読まない人なら、いかにもそうであると思うだろうが、少しでも日本の書物や唐土の書物を読んでいる人ならば、中国のことを思慕していることを知つて笑つてしまふ。そもそも唐土も上代には何もなかったはずである。それを後世に儒学の道を作つて解釈するのを見て、日本でも作るべきと思つたのだろうか。人間の心によつて作られたものは、誤りが多いのである。

垂加神道家たちによる『日本書紀』神代巻の詳しい解釈を揶揄する真淵のこれらの言説と、本稿第二節で見た玉木葦斎や岡田磐斎による『日本書紀』神代巻の注釈書を批判する幽林舎散人の発言は、軌を一にしている。幽林舎散人は真淵の『国意考』を読んだはずである。また、

夫れ神とは、唐土にていふ処は天地陰陽の靈妙なるをさして神と名付。是、空理にして体なし。吾国にて神と云は、彼の空理の神とは遙に異にして、今現に禁中にまします当今の天子の御先祖の神也。其神の始め給ひ伝へ給へる故に、神道とはいふ也。〔十二〕
といった『和学知辺草』の記述は、明らかに宣長の、

かしこにしては、いはゆる天地陰陽の霊を神といふめれば、神てふ物はもと空理也。されば有や無やのうたがひさへありてさだかならず。大御国の神はかれとはるかに異にして、今の現に御宇天皇命の皇祖を神と申て、其神の始め給ひ伝へ給へる故に、神の道と申すにこそあれ⁽⁴⁾。〔直霊〕明和八年「二七七一」成立をふまえている。

ただ国学に関しては、垂加神道のように師について学んだ形跡が、『和学知辺草』の記述からは窺えず、国学者たちの著作から影響を受けたことが推測される。『和学知辺草』における国学の影響は、当然ながら神道に限定されず、さまざまな領域に及んでいる。たとえば、

すべて人の心よりなせるものは方也。自らなるものは丸し。儒学者流の説の如きは、人の智を以方に作れる文書を見て、吾国のおのづから天地の丸きになへる広き道をしらでいへるもの也。其自ら丸きと云事を挙ていはゞ、天の形も丸く、地の形も丸く、日月も丸く、海水も丸く、人の頭も丸く、鳥獸の形も大かた丸く、草木の実も丸く、花の形も丸き也。〔十八〕

といった記述は、いうまでもなく『国意考』の、

唐国の学びは、其始人の心もて作れるものなれば、けたにたばかり有て心得安し。我すべら御国の古への道は、天地のまに／＼丸く平らかにして、人の心詞にいひつくしがたければ、後の人知えがたし。(中略) 凡天地のまに／＼、月日を初ておのづから有物は、皆丸し。

に拠っており、

惣じて吾国の古へは、同母兄弟夫婦と成事を忌て、異母の兄弟は

上下共に夫婦と成事を禁ぜず。〔十八〕

といった記述も、宣長の

又、同母兄弟の婚は忌て、異母兄弟は忌ざるも、皇神の道也。〔葛花〕下

に拠っている。

同様の例は枚挙にいとまがない。幽林舎散人は新しく台頭した国学者たちの著作を貪欲に読みあさったのであろう。

同じく幽林舎散人の知識の源泉の一つになった書物に、武田大の『大和三教論』がある。該書は浪華の僧侶たちの出資によって上梓されており、題のとおり儒教・仏教・神道の三教一致を論じる。神道の角度からいえば、習合神道を主張するものであり、幽林舎散人とは学問的立場が異なる。にもかかわらず、幽林舎散人はこの書物から多くの知識を得ている。その範囲は広く、国学の影響と同様に、神道に限定されず言語、儒学など多方面にわたっているので、いずれ稿を改めて論じることにする。

六 著者の幽林舎散人

『和学知辺草』の著者、幽林舎散人は、中原氏を名乗った小城藩医・松隈亭安と考えられる。このことについては、注釈本の冒頭でもふれたが、改めて少し詳しく述べる。

松隈家は代々、佐賀藩と小城藩の藩医をつとめた。祖・竜意について、小城藩初代藩主元茂の年譜に次のようにある。

直茂公ハ松隈竜意に和歌を御学ひ被成候、右竜意と云ハ、元来上

方最上家の歴々にて、彼家騒乱の時、筑後へ浪牢しける、本名ハ松隈備前守と云、法体して竜意と号し、其頃名高き和歌の達人也、天正年中大友の乱をさけて肥前に来る、直茂公の招に応して和歌の御師範を申上、其後禄を給り御家中と成、松隈六左衛門ハ嫡流也、其庶流医术を以被召出、眼科本道を業とす、子孫佐嘉・小城両家に分れ、御家中に有⁽⁵⁾。

もとは上方の最上家の人で、「名高き和歌の達人」であつたが、筑後へ流れ、のち佐賀藩祖直茂に招かれて和歌の師範となつた。子孫の庶流は、佐賀藩と小城藩の藩医となり、眼科と本道（内科）を家業とした。医者になつた松隈家の系譜については、『葉隠聞書校補』に次のようにある。

或人之咄に、松隈前ノ亨菴

○松隈法橋亨菴玄磋、父安斎玄祐と云、玄磋元茂殿御附人、万治三年五月朔日死、琢外玄磋、子法橋亨安意仙、孫甫菴尚美、尚美宝永三年被召出、同五年物成八拾石被下之、六代之孫元南尚贊也
亨菴玄磋（父は安斎玄祐）のとき、元茂の侍医になつて小城藩へ移り、玄磋は万治三年（一六六〇）に没した。法名は琢外玄磋。玄磋の子は亨安意仙、孫は甫菴尚美である。宝永三年（一七〇六）に尚美が佐賀藩に召し出されて藩医となつた。

佐賀藩医になつたのは分家であり、本家は小城藩医を続けた。小城藩医としての松隈は代々「亨安」「亨庵」「亨菴」「享安」などとも表記を名乗っている。右掲の記事の冒頭に「松隈前ノ亨菴」とあるのも、それゆえであろう。小城藩主の年譜や『小城藩日記』には、寛永七年（一六三〇）頃から「松隈享安」の名が登場して、幕末まで続い

ている。

寛政三年（一七九一）九月十六日の『小城藩日記』に、「松隈享安義、今度御減少ニ付而役方被差免候、尤御病中之義者、是迄之通被相勤候様旁被相達候」とある⁽⁶⁾。この人物こそ、幽林舎散人であろう。『和学知辺草』自叙冒頭の「寛政三とせ秋の頃しも、印を解事を得てしかば」の記述とも合致する。

実はこれを遡ること十年ほど前から、享安はすでに隠居を願ひ出ていた。明和九年（一七七二）三月二十一日の『小城藩日記』に、松隈享安から二年前に隠居願が出されて認められず、このたび再度提出されたが、やはり認められず、新藩主（七代直愈）が入部したときに再び願ひ出るようにと、隠居願を差し戻したことが記録されている。

享安は前述のように、寛政五年（一七九三）に六十歳を迎えようとしていたことが自叙から知られるので、享保二十年（一七三五）頃の子まれと推定される。明和九年には三十八歳ぐらいになっていたであろう。

この年、享安は鍋島直嵩（一七五三〜一八三）が主催した十三回の歌合⁽⁷⁾に毎回出席している。しかも、ときには判者をつとめて活躍している。毎回、藩主家の人々の次に登場しており、直嵩歌壇およびその文芸サロンにおいて指導的立場にあつたと見て間違いない。

直嵩は小城藩六代藩主直員の長男である。病弱のため、藩主への道を弟の直愈に譲り、自身は和歌をはじめ学芸に潜心した。五条家出身の母、静明院の影響も強く、二代藩主直能以来、小城鍋島家に伝わる公家文化の余香を一身に具現した人物である。三十一年の短い生涯であつたが、たびたび歌合を主催し、冷泉為村に点を受けた『続田心

歌集』『直嵩公御詠集』のほか、『叢桂館御詠』などの歌稿を残した。

直嵩は目の病を患っていた。享安は侍医をつとめながら、その文芸活動を支えたと見える。明和九年の歌合を見る限り、「松隈」「(中原)玄廓」「(中原)玄庭」の名で出詠しており、「玄廓」の名が使われているのは三月二十六日のみである。それ以降は「玄庭」に変わる。二回目の隠居願を届け出て認められなかったことが関係するであろう。

それからさらに二十年近くとめて、六十歳手前になってようやく致仕できた。隠居が認められた背景には、藩の物成の減少のほか、跡継ぎの成長があった。安永八年(一七七九)八月二十九日の『小城藩日記』では、享安が藩主の出府に合わせて、悴を医学稽古のために江戸へ連れて行きたいと願い出て認められている。

享安自身も若い頃より、藩主の出府に合わせて、江戸に出ることを許されていた。宝暦五年(一七五五)四月二十七日の『小城藩日記』に、「松隈意仙江戸御供被仰付候」とある。「意仙」は松隈家の人が代々、修業時代に使う名であった。つまりこの意仙は、家督を継ぐ前の享安である。二十二歳の頃に江戸への御供を許されていたのである。その江戸で、真淵とその門弟たちによって展開される新しい古学(国学)の影響を受けたと見える。

一方、松隈家の人たちは京都でも医学稽古をしていた。曲直瀬家の門人帳『当門弟之日記』(杏雨書屋蔵)には、肥前松隈家の人の名が多く登場する。ただ現存する門人帳は江戸前期のものであり、幽林舎散人の修業時代のものは残っていない。

ほかに安永四年(一七七五)閏十二月二十日の『小城藩日記』には、松隈享安が石薬の薬種を長崎にて調達するため、藩に借金を申し出た

ことが記されている。『和学知辺草』(二十八)の末尾には、長崎で清の商人から聞いたとする話が紹介されており、実際に薬種の調達のために長崎にも出張していたのである。

江戸・京都・長崎で得た幅広い見聞が、享安の該博な知識を支えていた。『和学知辺草』の凡例には、「此編の外に、儒仏の惣論、和漢礼楽の変、金銀錢貨の沿革、章服制度の弁、世間瑣細の雑事等、見聞の及処、古老の口実の耳底に残れるまゝ、に書記し置べき事、多端也といへども、多病と世紛に妨るるが故に、生涯の内、数月の暇を得て、再び志を遂まく耳」とある。しかし今のところ『和学知辺草』以外の著述は見つかっていない。

七 佐賀の知識人たちと垂加神道

小城鍋島文庫には垂加神道の秘伝書である『中臣祓風水草』が二つ蔵されている。一つは小城藩儒下川士行の旧蔵書で、末尾に松岡玄達直筆の奥書(漢文)が備わる。

右『風水草』三卷、垂加霊社の編輯する所なり。吾が邦の上古、聖神、天を継ぎ極を建てて、以て天下後世の道を清明す。実に経済の大典なり。精深に非ざれば、其の言外の意旨の在る所を窺い知る能わざるなり。霊社、晩年に之れを正親町従一位公通卿、及び出雲路八塩路翁に授く。翁、之れを玉木正英翁に授く。翁、之れを予に授く。予、受けて讀みて、深く笈底に蔵すること久し。肥州の下河士行文、京師に遊学して、予に従いて神儒の諸書を講究すること多年。今、暇年既に満ち、帰ること忽ち迫る。故に此

の書を懇請す。予、其の尊信の厚きに感じ、先に既に伝うるに平日粗ば聞く所の神籬岩坂の伝を以てす。今、併せて此の篇を授く。子、勉めて之れを読め。其の人に非ざれば、猥りに伝うる勿かれと爾云う。

原本三卷、簡帙の重大なるを以て、後に分けて八或いは十と為す。今、旧に復すと云う。

延享丙寅初夏

平安 松岡成章（七十九歳老耄）謹んで題す

朱方印「埴鈴翁」

下河士行雅丈

大意を述べよう。右『風水草』三卷は、闇斎先生が編纂したものである。わが国の上古、神が天の意を受けて道徳を定め、天下の後世の道を明かにした。実に経世済民の大典である。深く通曉しなければ、言外の意を窺い知ることはできないのである。闇斎先生は、晩年にこれ（垂加神道の秘伝）を正親町公通卿と出雲路信直翁（京都下御霊社神官）に授けた。信直翁はこれを玉木葦斎翁に授けた。葦斎翁はこれをわたしに授けた。わたしはこれを読み、長い間、大切に蔵していた。肥州の下河士行が、京都に遊学して、わたしについて数年間、神儒の学を学んだ。今、修業年限が満ちて、帰国の時期が迫っている。そこでわたしにこの書（風水草）を懇願した。その尊信の厚さに心を動かされ、まず日ごろ大まかに教えていた「神籬磐境」の伝を授けた。今、合わせてこの書を授ける。頑張つてよく読みなさい。そして、しかるべき人でなければ、安易に伝えないようにしなさい。

奥書が記されたのは、延享三年（一七四六）四月。同年七月、玄達

は死去しており、下河士行は最晩年の弟子にあたる。士行は、二代藩主直能に仕えた儒者下川三省の孫である。大潮元皓の哀詩（き）によつて、享保六年（一七二一）に生まれ、明和三年（一七六六）に死去したことが判明する。

京都に遊学して、松岡玄達のとこで垂加神道を学んだことが、右の奥書から知れる。詩文集『留皮稿』（鍋島文庫、佐賀県立図書館）を残す。「深公陽の丹後に還るを送る序」に、「吾、幸いにして異日、文学を以て路に当たる」（原漢文）とあり、帰国後は藩儒として仕えることが決まっていた。

修業年限が満ち、帰国するに際して、師の玄達から「神籬磐境」の伝と『風水草』を授けられた。また『留皮稿』には「書纂目秘巻後」が収められており、「右纂目巻は、橘家相伝の奥秘なり。吾、之れを先師埴鈴翁に受けて、深く蔵す」（原漢文）とある。『橘家纂目伝』も玄達から授けられたのである。

惜しいことに、士行は明和三年に四十六歳で世を去った。詳しい事跡はわからないが、同じく小城藩に仕えた幽林舎散人が、士行から垂加神道と橘家神道の秘伝を受けた可能性は充分に考えられる。年齢は士行の方が十四歳ほど上である。

小城鍋島文庫のもう一つの『風水草』は、士行の旧蔵書よりも装丁が豪華である。蔵書印がないので断定はできないが、藩主家の蔵書であった可能性がある。

同時代、小城藩と同じく佐賀藩の支藩である鹿島藩にも、垂加神道を修めた人たちがいた。六代藩主直郷と家臣の霜村長盈（一七二四～？）である。直郷は江戸で岡田磐斎とその門人井田道祐より垂加神

道の伝授を受けた。元文五年（一七四〇）から翌年にかけては、同じく佐賀藩の支藩である蓮池藩の四代藩主直恒と共に、道祐の講義を受けている⁹。長盈は直郷から伝授を受けた。また、室鳩巢門の河口静斎に入門して漢学を修め¹⁰、真淵に入門して国学を修めた。『県居門人録』に「宝暦十三年十月二十六日 同所（麻布鹿島藩邸）家臣 霜邨 彦兵衛（長盈）」とある¹¹。天明七年（一七八七）に鹿島藩校で経書を講じており¹²、この頃までは生きていた。

長盈から神道の伝授を受けたのは、岩松相延である¹³。小城藩士。『小城郡誌』の「儒者」の項に、「岩松左五六」として記される¹⁴。直嵩の『明和九年歌合集』に、たびたび松隈（幽林舎散人）と一緒に出詠しており、天明八年（一七八八）には藩校興讓館の教官を仰せつかつている（小城藩日記）。享和三年（一八〇一）には、『直能公御年譜』を完成させており、附録の神道に関する記述が『和学知辺草』のそれと一部重なるのも興味深い。たとえば潮音と一緒に『先代旧事本紀大成経』の出版に携わった人物を、両書は同じく「一色長左衛門」としており、他の資料では見受けられない記述である。また萩原兼従を、兼治の長男ではなく、次男とするのも、両書は共通している。

『直能公御年譜』の附録を執筆した人物を特定するのは難しいが、その人物が『和学知辺草』を読んだことは間違いない。なお、岩松相延が鹿島の霜村長盈から神道の伝授を受けたことを考えれば、幽林舎散人も同じく長盈から学んだ可能性を排除できない。

佐賀藩の重臣であった諫早家の蔵書（諫早市立諫早図書館蔵）にも、神道書が多く含まれている¹⁵。その中の一冊、玉木葦斎の『玉籤集』巻八末尾に、延享元年（一七四四）に井田正勝（道祐）が諫早家第八

代茂行に伝授したことを記す奥書と道祐の落款が備わる。鹿島藩主直郷と同じく、茂行も江戸で神道の伝授を受けたのである。

小城、鹿島、蓮池、諫早の知識人たちが、具体的にどのように交流して知識を共有したのかという問題については、今後さらに掘り下げて検討する必要がある。

おわりに

以上をまとめると、『和学知辺草』に記された神道学は、新しく台頭した国学の影響を多分に受けた垂加神道家の立場から論じたものである。垂加神道の退潮と復古神道の興隆が重なり合った時期にあつて、そのような時代の空気をよく反映している。

小城藩ないし佐賀藩全体が、ややもすれば、幕末期まで神道学の空白地帯であつたように見なされがちであるが、小城藩二代藩主直能は、京都の神官・吉田兼起に入門して神道の伝授を受けており、領内の神職にも直能の門弟がいた¹⁶。幽林舎散人と同時代のことでは、天明三年（一七八三）に六代藩主直員の三女親姫は、正親町公通の子公明に輿入れしており、長女濃姫は諫早茂行の子茂成に嫁いでいる¹⁷。幽林舎散人の神道学は、そのような土壌の中で培われたものである。

明和期から寛政期にかけて、小城藩、鹿島藩、蓮池藩、諫早領には垂加神道を修めた藩主・領主・家臣たちがいて、知識を共有していた。しかしやがて彼らは、中央や他国の知識人たちとの交流、または新しく入手した書物を通して、垂加神道がすでに時代遅れとなりつつあることを認識するようになる。そのような時代の趨勢の中で、彼らが自

ら修めた学問をどのように見つめなおしたのか、また新しく台頭した国学をどのように吸収したのか、その端境期の言説として、『和学知辺草』はきわめて興味深い資料であり、また重要である。

本稿では神道に焦点を絞ったが、今後さらに別の学問領域にまで広げて、その資料的価値と学術史における位置づけを考える必要がある。

本研究はJSPS科研費18K00282の助成を受けたものである。

『和学知辺章』(十九)	当時、橘家の神道と称て、別に伝来るもの有。其由来は、敏達天皇の御宇、御子難波親王に勅有て、「朕が国は神国也といへ共、近頃より異国の道伝来して、我國の道に混雜す。此故に、汝は我國の道を子孫に相伝ふべし」とて、日神已来相伝の奥秘を親王に附屬ましく給ふ。親王、広く有徳の師を尋求て、弥、此道を研考し、是を御子孫に残し給ふの後、橘の諸兄公に至る。 諸兄公は、天平宝字元年正月乙卯に薨じ給ふ。山城国葛野郡梅津本郷、梅宮若宮相殿に坐、三振靈社、是也。諸兄公の孫、贈大政大臣清及、梅宮相殿神也。諸兄公より十一代鎮守府將軍以綱の子早世により、次男広房成長の間、神道、軍法、弓矢の秘決、大江匡房卿、是を伝へ預る。 同二十三代從三位以量卿に至て、此家を薄氏といへり。其頃乱世の故に、領分美濃国西郷と云所へ引退居し給ひ、菅原在数の男を養て、家を繼しむ。以緒と云、其子以緒と云。京都將軍義尚の時、故有て切腹せらる。二代にして公家の薄氏は絶たり。 又、西郷に於て以量卿、男子を誂け給ふ。以重と云。明応五年、六十一歳にして卒す。其子重信の時、武家と成、薄田左馬介と称す。池田三左衛門輝政を頼、播州へ引越す「輝政は慶長十八年死去す。其子武威守、其子新太郎鳥取へ移、寛永九年備前岡山之所替也」。
『橘家神軍伝』(十九)	大坂御陣の時、天満口にて左馬介軍功有。其時、家康公には、だんだら鳥の御羽織を着て御出馬也。姓名を御尋遊はし、「池田武威守家頼の者ならば、思召子細有間、感状は不被下。手柄の程は見置たるぞ」と仰と云々。 左馬介が子を内膳信秀と云。輝政は左馬介を客分のあしらいにて三千石を賜ひしが、其子内膳に至りては家人とする故に、俸祿を辞し、池田の家を立てる。其頃、尾張重相、軍法を好給ふ故、延宝年中、家中の面々、素庵に隨て軍法を学ぶ。此故に、橘家の軍衛に、今尾州に伝へたる人有とかや。 内膳が子を薄田与三兵衛以貞と云。宝永二年九月十九日卒す。其子橘内早世して、子孫断絶す。此時、家伝の書多く紛失せしと也。玉木兵庫、以貞に親炙する事二十九年、此間に鳴絳、暮目、行事伝等を伝へて、今世に残れる也。
『橘家神軍伝』(二十)	重信の子、内膳信秀と云。子細有て備前を立退、京都に住し、大村素庵と改め、諸国を遊歴し、其比、尾張重相、軍法を好む。素庵が軍を聞玉ひ、家中の面々も弟子と成り、今に橘家の軍書并軍衛等、今猶、持伝へたる人あり。 内膳が子を薄田与物兵衛以貞と云。其子、橘内塩〔姉妹なり〕早世して子孫断絶す。此時、家伝の軍書等、散失す。神軍の伝は橘家の極秘にして、嫡統の外、伝授せずといへども、某(玉木葦蕭―筆者注)は由緒あつて以貞浪人の門、親炙すること二十九年、橘家の神道軍伝、暮目、鳴絳等を伝ふ。其外、軍書、劍術書數十卷有しか、悉く学し之。

注『橘家神軍伝』『橘家鳴絳口伝』は神宮文庫所蔵、片仮名を平仮名に改め、濁点、句読点、鈎括弧を補った。

注

- (1) 『和学知辺草』【翻刻・注釈・現代語訳】、中尾友香梨・白石良夫・中尾健一郎・村上義明編、小城鍋島文庫研究会校注、文学通信、二〇一三年。
- (2) 西岡和彦「垂加神道流天孫降臨考」(『藝林』第六十八卷第二号、藝林会、二〇一九年一〇月)。
- (3) 久松潜一監修『賀茂真淵全集』第十九卷(統群書類従完成会、一九八〇年)所収による。引用に際し句読点と字体を改めた箇所がある。
- (4) 大野晋・大久保正編集校訂『本居宣長全集』第十四卷(筑摩書房、一九七二年)所収による。本稿に引用する宣長の言説はすべてこの全集による。なお、引用に際し句読点と字体を改めた箇所がある。
- (5) 『元茂公御年譜』巻二(『佐賀県近世史料』第二編第一卷、佐賀県立図書館、二〇〇九年)、五三頁。
- (6) 『小城藩日記』は小城鍋島文庫(佐賀大学附属図書館)に蔵されている。「小城藩日記データベース」(佐賀大学附属図書館ホームページ)も利用できるが、まだ未公開の期間の記事もある。医学に関する記事は、青木歳幸・野口朋隆編『小城藩日記』にみる近世佐賀医学・洋学史料(前後編)(佐賀大学地域学歴史文化研究センター、二〇〇九―二〇一〇年)に収録されている。
- (7) 白石良夫「鍋島直高主催の歌合」(『井上文雄判 柳河藩歌合集』柳川文化資料集成第一集一、二、附録「月報」、柳川市、二〇一六年三月)を参照。
- (8) 大潮元皓『魯寮稿』巻十七「聞下川文蔵計。生、肥之小城人也。其為人間雅風流、与余相知、殆二十餘年矣。今茲丙戌正月日、以病長逝。年四十有六。嗚呼、乃作哀詞一篇薦之(下川文蔵の計を聞く。生、肥の小城の人なり。其の人と為り、間雅風流にして、余と相知ること、殆ど二十餘年なり。今茲丙戌(明和三年)正月日、病を以て長逝す。年四十有六なり。嗚呼、乃ち哀詞一篇を作り之に薦む)」(『佐賀県近世史料』第九編第二卷、佐賀県立図書館、二〇一九年)。
- (9) 川平敏文「鍋島直郷と神道学」(『鹿島鍋島藩の政治と文化』国文学研究資料館、二〇〇八年)。
- (10) 大庭卓也「木門の儒学者たちの文学熱と鍋島直郷」(国文学研究資料館編『調査研究報告』第三十五号、二〇一五年七月)。
- (11) 佐佐木信綱監修、賀茂百樹増訂『賀茂真淵全集』巻十二(増訂版、吉川弘文館、一九三二年)。国立国会図書館所蔵「字計比言」巻下(請求記号: WA18125)には、長盈入門の誓詞が収められている。
- (12) 山口良吾「祐徳稲荷神社史・坤」(県社祐徳神社社務所、一九四一年)第三一章、六九八頁。
- (13) 島蘭進・磯前順一編『東京帝国大学神道研究室旧蔵書 目録および解説』(東京堂出版、一九九六年)、四四九頁、「神書目録」。
- (14) 小城郡教育会編『小城郡誌』(名著刊行会、一九七三年、初版は一九三四年)、四七四頁。
- (15) 川平敏文「肥前鹿島藩主鍋島家の神道書とその周辺」(国文学研究資料館編『調査研究報告』第三十三号、二〇一三年三月)に指摘がある。
- (16) 『直能公御年譜附録』巻上、注(5)所掲『佐賀県近世史料』第二編第一卷、八三七頁。
- (17) 「鍋島紀伊守承譜」(『佐賀県近世史料』第一編第七卷、佐賀県立図書館、一九九九年)を参照。親姫は佐賀藩八代藩主鍋島治茂の養女として正親町家に嫁いだ。